

八街市告示第170号

指定納付受託者の指定について  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、  
次のとおり納付受託者を指定するので同条2項及び八街市財務規則第51条第2項の  
規定により告示します。

令和8年5月28日

八街市長 北村 新司

1 指定納付受託者の所在地及び名称

東京都品川区西五反田7-7-7 SGスクエア7階  
ブリッジ・モーション・トゥモロー株式会社

2 指定納付受託者に指定する日

令和8年7月1日